

秋田県

公文書錦だより

第21号 平成19年3月16日



「羽後国由利郡全図」(「各郡全図」)

羽後国由利郡全図

資料紹介「御巡幸御用掛事務簿」について

— 明治十四年山形秋田両県及び北海道巡幸関係 —

明治十四年（一八八一）七月三十日から十月十四日、明治天皇の第二回北海道東北巡幸が行われ、秋田県内は九月十一日から二十一日に通りました。秋田県への巡幸は初めてでした。総勢は供奉官員他三百七十名で、青森県から羽州街道沿いを山形県に進みました。

内務省から秋田県庁に巡幸決定の

〈表〉明治14年御巡幸関係資料

「御巡幸御用掛事務簿」			冊数	雑書
簿冊名称	内容	期間		
行在所掛之部 附土木掛之部	天皇の行在所、休憩場所の手配、供奉官員の宿割り、御馬車舎や馬繋場の設置など 巡行ルート上の道路橋梁修繕、清掃及び行在所、御馬車舎や馬繋場の建築など	M14.6 ～15.5	6	各掛作成の調査書、目録、絵図等
天覧物取調掛之部	天覧に供する箇所や物品の調査、県治調査書の作成、古書籍・図面の調査	M14.6 ～16.4	10	
会計掛之部	行在所備品、供奉官宿泊料、その他会計事務	M14.9 ～15.4	2	
警備掛之部	行在所の警護や御通輦時の沿道取締など	M14.6 ～14.12	1	
駅通掛之部	宿駅の里程や渡船賃等の調査、宿駅や人夫の手配、車馬の継立、供奉官員の宿割り	M14.7 ～14.10	1	
輦路便覧取調掛之部	「輦路便覧」の調査編集など	M14.6 ～14.12	1	

電報が入ったのが六月十一日で、準備期間はわずか三か月でした。県は政府から送付された「御巡幸二付キ沿道地方官心得書」に基づき、六月十三日に御巡幸御用掛を臨時に設置した後、二十五日に在京県吏から日程等の確定情報を得、二十七日に御巡幸御用掛を八掛に編成しました。そして七月二十一日には、行在所・駅通・天覧物取調・輦路便覧取調・土木・会計・警備の七掛に再編し分掌を定め、準備を急ぎました。

当館は関係公文書として〈表〉の「御巡幸御用掛事務簿」二十一冊と、各掛の作成した調査書や絵図面など雑書を保存しています。この事務簿二十一冊のうち、約十八冊が明治十四年六月から九月にかけて作成されています。

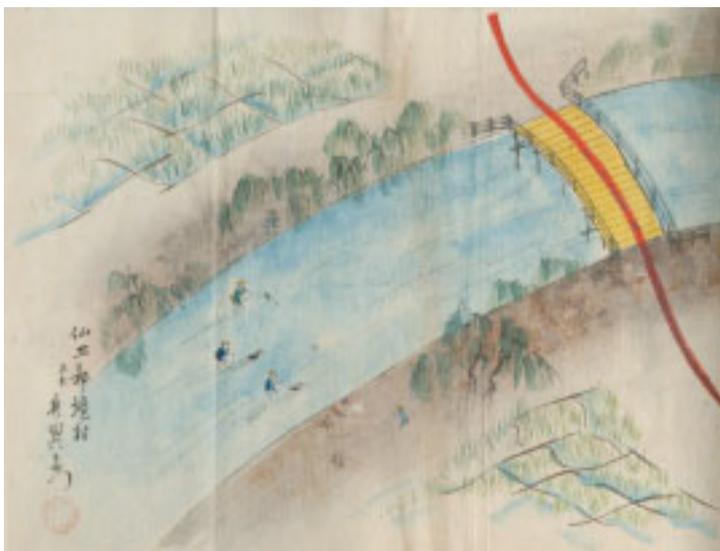
「行在所掛之部附土木掛之部」からは、行在所等の準備のため、秋田県より先に天皇が訪れた開拓使（北海道）や青森県から情報を電報で収集した様子が見られます。さらに、巡幸に際して陸軍省から依頼された「軍事政表」の作成調査や、沿道各

町村から選出された御巡幸御世話掛への指示など、明治天皇の一行を迎える県庁の動きが具体的に分かります。また行在所掛の文書の八月二日の文書を見ると、関係職員は休暇を返上し、連日午前七時から午後七時まで働いています。猛暑のため、毎日氷三斤（約一・八kg）を購入したことも記されています。

「天覧物取調掛之部」には、天覧箇所である社会福祉団体の感恩講、土族授産団体の秋成社、蚕卵紙輸出の川尻組、学校、病院などの調査書も収録し、これら諸団体の経営の実態が分かります。

また天覧に供する物品や古書籍・画図の他、戊辰戦争の戦没者遺族、孝子節婦や篤行奇特者、満八十歳以上の高齢者、県内士族の授産状況を調査した文書もあり、巡幸実施の多様な目的が窺えます。

「輦路便覧取調掛之部」は、巡幸



天覧鵜飼いの絵図 ※絵図中の朱線は巡幸路
「御巡幸御用掛事務簿」天覧物取調掛之部二番
(930103-12011)

時に二百五十部調製された「輦路便覧」の編集調査に関する簿冊です。調査資料は、南秋田・仙北・雄勝の三郡分ですが、当時の輦路沿道町村の戸数や人口、名所旧跡や寺社縁起など詳細な記録を残しています。

ここで紹介した「御巡幸御用掛事務簿」全二十一冊の検索には、『秋田県庁文書群目録』第二集を御利用ください。目録は、当館ホームページ上でもご覧になれます。

（公文書班 柴田知彰）

資料紹介「中安家文書」

秋田県公文書館では今年度「中安家文書」三十九点を購入しました。

資料のほとんどは幕末の家老中安内蔵盛良（文化六年（一八〇九）三月十八日～文久二年（一八六二）二月二十八日）の手による日記・記録類です。

もともと中安家は十五石の下級藩士でしたが、内蔵の父親中安主典盛乗（安永四年（一七七五）十一月十一日～嘉永五年（一八五二）五月二十七日）が一代で家老まで引き立てられ、家禄は百七十石になりました。家格が重視された江戸時代中期以降の秋田藩武士社会の中で、下級藩士から家老まで登り詰めた例は他になく、この破格の出世の裏に何があったのか興味は尽きません。

資料はその子中安内蔵盛良に関するものですが、用人から家老に出世した中安内蔵盛良の存在も注目に値します。内蔵は天保十五年（一八四四）用人になり、安政二年（一八五五）から文久元年（一八六一）にかけて家老に就任しました。

ところが彼の家老就任は、江戸藩邸で大きな力を持っていた家老佐藤

源右衛門の失脚とからんでいます。

中安内蔵を家老に推薦したのは佐藤源右衛門でしたが、その佐藤は安政二年（一八五五）十月、対立する家老石塚孫太夫により失脚させられてしまうのです。つまり中安内蔵の家老就任と佐藤源右衛門の失脚が同

時だったのです。

家老就任後、中安内蔵は石塚孫太夫や宇都宮孟綱といった筆頭家老の下でナンバー2のポジションに就いています。つまり中安内蔵は政変をうまく乗り切った人物であり、日記からは転身を遂げたその人物像が浮かび上がってきます。

本館では『宇都宮孟綱日記』を刊行していますが（三月に第二巻刊

行）、これと「中安家文書」を比較することで、より一層幕末秋田藩上層部の動きが見えてきます。

更に興味深いのは、家老就任後の安政三年（一八五六）四月一日以降、中安内蔵が自分が作成する文書の様式を変えている点です。これがどのような変化なのかは、実際に手にとって見てください。

（古文書班 畑中康博）

〈表〉中安家文書

	資料名	和 暦	月 日
1	御留主中秋田日記	弘化3	5月6日～閏5月28日
2	御留主中秋田日記	弘化3	9月2日～12月29日
3	[日記]	嘉永4	2月14日～3月29日
4	江戸日記	嘉永6	11月1日～12月晦日
5	当座覚	嘉永7	1月24日～10月20日
6	江戸日記	嘉永7	6月1日～閏7月29日
7	江戸日記	嘉永7	12月1日～12月晦日
8	日記	安政3	2月1日～2月28日
9	日記	安政3	3月1日～3月29日
10	日記	安政3	4月1日～5月18日
11	日記	安政5	2月1日～2月29日
12	日記	安政6	11月1日～11月27日
13	日記	安政7	3月1日～3月27日
14	御道中日記	万延元	閏3月16日～閏3月18日
15	江戸日記	万延元	4月2日～4月29日
16	江戸日記	万延元	5月1日～5月29日
17	江戸日記	万延元	6月1日～6月晦日
18	江戸日記	万延元	7月1日～7月29日
19	江戸日記	万延元	8月1日～8月29日
20	江戸日記	万延元	9月1日～9月晦日
21	江戸日記	万延元	10月1日～10月29日
22	江戸日記	万延元	11月1日～11月晦日
23	江戸日記	万延2	2月1日～2月晦日
24	往復書状控	安政3～4	6月7日～2月16日
25	自筆并連名内書申来候仰之控	安政3～4	6月19日～4月27日
26	御参勤御道中御手控写	天保5	9月
27	御道中御手控写	天保7	3月
28	御参勤御手控	安政3	5月
29	御参勤御道中御手控写	万延元	閏3月
30	柳原八名川町通酒井若狭守様上屋敷御預取纏	弘化2	7月1日～10月6日
31	[留書]	弘化～嘉永頃	1月1日～1月3日
32	御手控写纏	安政3	9月16日～12月21日
33	向飛驒政申日記写 御跡目御願御用被仰付早打二而罷登候節之留書	文化12	7月8日～8月16日
34	松平肥後守様へ節姫様御引越之節手控草稿	文政7	2月19日
35	佳姫様御縁組御結納御引越御婚礼留書・節姫様御礼書抜	安政3	8月
36	悦姫様御引越留書	安政3	8月
37	御宮詣御手続并相続御役々		
38	鷹拝領御手続		
39	遠慮定	寛政6	3月

複製絵図紹介

今年度は「へ表」のように九点の複製絵図を作成しました。

今年度複製化したこれらの絵図史料の見所について紹介します。

〈表〉平成18年度作成複製絵図一覧

No.	整理番号	資料名	年代	縦×横	縦×横
				原寸法(cm)	縮尺(cm)
1	県C-123-1	能代町之絵図	弘化2年	350×190	192×103
2	県C-123-2	能代町之絵図(別)	弘化2年	131×65	131×65
3	県C-254	羽後国秋田郡秋田城郭之図	年未詳	55×74	55×74
4	県C-255	羽後国秋田郡秋田城絵図	年未詳	55×74	55×74
5	県C-256	羽後国秋田郡秋田城郭之図	年未詳	54×77	54×77
6	県C-257	秋田城絵図	年未詳	53×77	53×77
7	県C-371	仙台城下絵図	年未詳	145×173	102×122
8	県C-373	米沢城絵図	年未詳	186×179	119×114
9	県C-598	海岸絵図	嘉永2年	235×535	210×120

※ただし、県C-598の複製絵図は四分制で作成。

1番と2番の「能代町之絵図」は、家老今宮大学義透の領内調査に伴い作成された享保十三年(一七二八)の「能代絵図」(能代市役所蔵)の写しであると指摘する研究者がいます。確かに絵図の奥書には享保七年の「能代絵図」(能代市役所蔵)を弘化二年(一八四五)に写したとありますが、絵図の記載内容をよく見ると盤若町や新屋敷中丁など寛政期・天保期に成立した町名があることから弘化年間の能代町の様子であることがわかります。



仙台城



米沢城

3番～6番の「秋田城郭絵図」は明治時代の久保田城内の建造物払い下げに関連する絵図で、城内の建物に記号や坪数が記されています。この絵図と「秋田県庁文書群」の久保田城建造物払い下げ関係の公文書を合わせて見ること、江戸時代を象徴する久保田城が、明治期にどのように解体されていったのかがわかります。

7番の「仙台下絵図」や8番の「米沢城絵図」は他藩の城下町の絵図です。黄色に着色された道路に朱線が引かれているところや土塁や川、堀等の記載様式は、正保四年(一六四七)の「出羽国秋田郡久保田城絵図」(県C-173・174)や正保三年(一六四六)の「出羽国米沢城絵図」(国立公文書館所蔵)

等幕府が全国の諸大名に命じて作成・提出させた「正保城絵図」とほとんど同じです。しかし秋田藩がなぜ他藩の城下町の絵図を作成したのかその理由は不明です。

今年度はこうした絵図の複製を作成し、より閲覧しやすくしていますので、多くの方々にご利用いただきますようお願いしています。

(古文書班 伊藤成孝)

刊行物のお知らせ

『宇都宮孟綱日記』第二巻

本館では昨年度に引き続き、幕末の秋田藩の家老宇都宮孟綱(うつのみやたけつな)の日記を三月に翻刻刊行します。

今回刊行する第二巻には、弘化二年(一八四五)五月から嘉永元年(一八四八)十二月までの日記が含まれております。

この本は各都道府県の公文書館や図書館でご覧いただけますが、五百円で頒布もしています。御希望の方は左記までお申し込みください。

〒011-0901
秋田市寺内字三千刈一〇一
秋田活版印刷会社
電話018(888) 3500

平成十八年度 市町村史料保存連絡会議

本館では今年度の市町村史料保存連絡会議を十一月二十二日(水)「公文書・古文書の危機管理―散逸・災害から史料を守る―」をテーマに開催しました。県内市町村の各機関より三十八名の参加がありました。内容は次のとおりです。

1. 基調講演

「歴史資料の危機管理―水害・地震・合併の中で―」 山本幸俊氏
(新潟県上越市総務部総務課公文書館準備室)

2. 報告

- ①市町村公文書等保存状況調査報告 秋田県公文書館 柴田知彰
- ②三種町・鹿角市の歴史資料調査報告 秋田県公文書館 伊藤成孝
- ③秋田県公文書館「公文書等の災害救済マニュアル」について 秋田県公文書館 煙山英俊

3. 情報交換

地域の歴史財産である公文書や古文書が散逸の危機にさらされていることは、これまでの連絡会議でも取り上げてきましたが、昨今では自治体史の編纂終了に伴う編纂室の閉鎖

や、市町村合併に伴う博物館施設等の閉鎖・縮小といった問題から起こる歴史資料の散逸や保存管理の困難化が問題になってきました。また一方で、阪神淡路大震災以降、被災した地域における歴史資料の救出・保存修復が行われたことも記憶に新しいところです。



今年度の会議は、新潟県水害や新潟県中越地震などの際に歴史資料の救出に携わり、また自治体史編纂から公文書館の設立という経緯をされた山本幸俊氏(上越市総務部総務課公文書館準備室指導主事)から講演をいただき、公文書・古文書の危機管理について考える場となりました。

山本氏の講演は具体的な経験に基づくだけに言葉の一つ一つに重みがあり、参加者には参考になる点が多かったと思います。

また当館が行った市町村公文書等保存状況調査報告では、合併後の自治体の公文書・歴史資料の保存状況が紹介されるとともに、この会議の前に県内各市町村にお願いした議事録・広報紙などの保存状況調査の結果が発表されました。

三種町・鹿角市の歴史資料調査報告では地域史料の保存状況や、史料の保存と展示・公開に携わっておられる方々の活動が紹介されました。さらに不慮の災害に対して当館が作成した「公文書等の災害救済マニュアル」を今後県や市町村とも話し合い一層整備していくことを確認しました。

情報交換では、基調講演の補足・質疑とともに、八峰町峰浜庁舎火災



後の公文書復元・整理作業の様子や市町村における公文書館施設設置の動き、歴史資料保存のための文書管理規程整備の事例などが紹介されました。

市町村合併が一段落し、庁舎統合などの話題が俎上に登り始めることからが実は公文書散逸・廃棄などの危険性が高まる可能性があることは、昭和の大合併など過去の例でも明らかです。その中で公文書・歴史資料保存への動きが県内でも活発化してきたことは大変良いことで、当館としてもこのような会議などを通して情報の提供に努めていきたいと考えております。

(公文書班 煙山英俊)

平成十八年度企画展 「秋田藩の海防警備」

前期 八月二十五日～九月十九日
後期 十月二十四日～十一月十二日
場所 本館特別展示室



今年度の企画展は、江戸時代後期の秋田藩の領内や蝦夷地（現在の北海道や樺太）の海岸防備に関する絵図や古文書を展示しました。県内外から多くの方が訪れ、盛況の内に終了しました。展示は大きく五つのコーナーに分かれています。

① 文化四年の箱館出兵

文化三年（一八〇六）樺太や択捉島にロシア船が現れ、これに驚いた箱館奉行は、弘前・盛岡・鶴岡・秋田藩に出兵を要請しました。

秋田藩では藩士等五百九十一人を送り、箱館郊外七重浜に陣屋を建設しました。その陣屋絵図や箱館、松前、江差の絵図、そして出兵に参加した藩士の日記を展示しました。

② 対外危機の高まり

このコーナーでは江戸時代後期の対外危機の高まりの中で藩庁や藩士が集めた蝦夷地の絵図や、秋田出身の思想家佐藤信淵（一七六九～一八五〇）が考案した「自走火船」等の兵器の絵図を展示しました。

③ 海岸絵図

嘉永二年（一八四九）九月、幕府は全国の大名に海岸絵図の作成を命じます。秋田藩では御用人兼御境目奉行の吉川久治が近代的な測量術を駆使して海岸絵図を完成させました。幅五メートルに及ぶ精巧な海岸絵図は、まさに秋田藩の絵図作成の技術の最終到達点と言えます。



④ 台場の築造

嘉永六年（一八五三）六月、アメリカのペリーが江戸湾に現れ、これを期に秋田藩では領内に台場の建設を開始します。

展示では、八森村や新屋に建設した台場の絵図、そして大砲の配備状況のパネルを展示しました。

更に後期展示では秋田市立佐竹史料館からゲベル銃を借用して展示しました。ゲベル銃は、まさに秋田藩の軍事改革の象徴。多くの見学者が鈍い光を放つ銃身や銃口を眺めています。

⑤ 安政の蝦夷地出兵

安政二年（一八五五）江戸幕府は蝦夷地の警備を松前・仙台・盛岡・弘前・秋田藩に命じます。秋田藩の警備区域は、積丹半島から知床半島に至る海岸線と、樺太沿岸でした。

また安政六年（一八五九）幕府は先の五藩に鶴岡藩と会津藩を加え、七藩で蝦夷地を統治する命令を下します。これにより秋田藩には現在の増毛と宗谷周辺が領地として与えられました。

秋田藩が建設した増毛や宗谷、そしてクシュンコタン（樺太）の陣屋絵図や増毛陣屋に詰めた藩士の日記を展示しました。

（古文書班 畑中康博）



平成十八年度 市町村合併調査

平成十七年十月から十八年八月にかけて実施した本調査は、市町村合併を行った県内十五自治体を対象としました。独立を選択した十自治体は十九年度に調査予定です。

調査の目的は次の三点です。①合併時の公文書等の散逸防止及び適正な保存の重要性につき周知徹底、②公文書の保存現場の実態を把握し歴史的公文書の安易な廃棄や散逸を未然に防止、③当館が市町村と連携を取り公文書等の保存適正化や利用に向け支援する参考資料を収集。

調査では、当館職員が自治体庁舎を直接訪問し、可能な場合は首長に面会し調査の趣旨を説明し理解と協力をお願いしました。また調査では、本庁の文書担当職員と一緒に本庁内及び支所等の公文書保管場所を回り、実態について、支所等の職員とも情報共有化を努めて図るように行いました。調査結果をまとめるに当たり、議会議事録及び市町村広報誌の保存状況、自治体史編纂室の状況につき県内全自治体を対象に補充調査も実施しました。

調査結果より「市町村公文書等保存状況調査報告書」を作成しました。

左記は報告書の現状分析の概要です。

- ・戦前から昭和戦後にかけて議会議事録や戸籍及び土地関係を除いた一般行政部門の簿冊が極めて少数。
- ・平成大合併を直接的契機とする大量廃棄の事例は見られないが、現在の公文書管理形態が続くと将来的に大量廃棄の危険性。

- ・市町村公文書の公開は、情報公開制度に拠らざるを得ず、事例も稀少。

要因として、①文書管理規程が行政的価値優先であり規程に従った廃棄で歴史的文書も廃棄されること、②度重なる合併で文書保存場所が増加し状況把握の困難から存在を忘却されること、③防災対策が不十分で庁舎外書庫等の保存状況が良好でない場合が多いこと、④公文書館法の理念が市町村の住民や職員に浸透していないことが分析されました。

「市町村公文書等保存状況調査報告書」の全文は各市町村の了承を得て当館ホームページ上に掲載してあります。市町村の公文書保存対策及び県公文書館の支援態勢について詳細はこちらを御覧ください。

(公文書班 柴田知彰)

平成十八年度 各種講座

● 古文書解読講座

【基礎講座】(講師 菊池保男)

三回シリーズで二期の開催

第一回「公務控」を読むⅠ(初岡敬治) 事件 7/15・8/19

第二回「公務控」を読むⅡ(初岡敬治) 事件Ⅱ 7/22・9/2

第三回「公務控」を読むⅢ(初岡敬治) 事件Ⅲ 8/5・9/16

【専修講座】

古文書解読の経験のある方が対象

第一回 7月4日

①封印された政変—安政四年五月二十一日佐竹中務の政権奪取工作—

(講師 畑中康博)

②様の字一件について—北家・渋江和光日記にみられる—

(講師 越中正一)

第二回 9月12日

①秋田藩における座格制の確立—「岡本元朝日記」を読む—

(講師 伊藤成孝)

②亀田領・秋田領御境論を読む

(講師 嵯峨稔雄)

第三回 11月21日

①藩士の記録にみる秋田藩の蝦夷地警衛

(講師 後藤富貴)

②幕末期の砲術訓練をめぐる

(講師 加藤民夫)

● 歴史講座

第一回 9月9日

・企画展「秋田藩の海防警備」展を語る

(講師 畑中康博)

第二回 9月22日

・地域史研究と資料調査の現在—太平洋戦争下秋田県内の敵国人抑留所研究を素材として—

(講師 塩田康之)

第三回 10月17日

・秋田藩の藩庁機構と役職—「国典類抄」にみる江戸時代の人事異動—

(講師 伊藤成孝)

第四回 11月10日

・奥羽越列藩同盟と秋田藩

(講師 柴田次雄)

第五回 12月2日

・幕末秋田藩の情報収集—平田門人帳を手掛かりとして—

(講師 菊池保男)

第六回 2月2日

・秋田県の文書保存ことはじめ—県令石田英吉と文書管理制度—

(講師 柴田知彰)

★古文書や秋田の歴史を勉強したいという方が大勢集まり、会場となった当館多目的ホールは、どの講座も熱気にあふれたものとなりました。

(古文書班 後藤富貴)

秋田県公文書館 平成十九年度の事業計画

◆ 総括的事項

- 『研究紀要』第十四号の発行
- 『公文書館だより』第二十二号の発行
- 秋田県公文書館懇話会の開催
- 市町村史料保存機関連絡会議の開催
- 『事業年報』第十四号の公表
- 公文書館新システム構築準備

◆ 公文書班事業計画

- 企画展の開催(八月末～十月)
- 閲覧室常設展示の開催
- 公文書の引渡(知事部局及び教育委員会)
- 公文書の引渡体制の整備奨励(議会、教育委員会以外の行政委員会)
- 公文書の評価選別(保存・廃棄)
- 公文書の非公開情報点検、目録整備及び公開簿冊数の追加
- 行政刊行物の収集、目録整備及び公開冊数の追加
- 行政資料所在調査
- 自立選択市町村の公文書等保存状況調査

◆ 古文書班関係事業計画

- 公文書の保護(中性紙保存箱への収納)及び複製(マイクロフィルム・DVD化、複製本複製)
- 「秋田県庁文書群目録」第五集その一の発行
- 所蔵史料の整理及び目録の整備
- 絵図史料の複製
- 古文書史料の修復
- 古文書史料のマイクロフィルム化・複製品化
- 「北家日記」の翻刻及び原稿照合
- 館外史料の収集(県内・外の史料をマイクロフィルム化)
- 史料調査(県内・外数カ所での実施)
- 講座の開催 古文書解読講座(基礎・専修講座) 歴史講座
- 「古文書倶楽部」(古文書広報紙)の発行
- 「宇都宮孟綱日記」(第三巻)の刊行とデジタル化
- 特選展示の開催

表紙解説

「羽後国由利郡全図」

資料番号 九三〇一〇三一三四八八

(「各郡全図」所収)

明治十八年十二月(一八八五)

(原本二二〇cm×二二五cm)

「各郡全図」は明治十七年七月、当時の赤川懸助こうけつ県令の命により、作成に着手されました。表紙の図は、全九郡のうち由利郡のもので、当時の町村の境界が明瞭に示され、

県が町村を管轄するにあたり、その規模や実態を把握するための基本地図として使用されたものと考えられます。また明治二十二年の町村制施行に伴う町村合併があった際、新町村の名称が朱書きで加えられ、区画ごとに色分けされたため、当時の合併の状況を知るうえでも貴重な資料です。

各郡全図九枚をつなぎ合わせると秋田県の全体図が完成します。「秋田県管内図」作成の基図としての役割もあつたようです。

平成十八年度 寄贈史料

- 児玉家文書(三種町鶴川)
- 金子家文書(秋田市土崎)
- 川村家文書(秋田市雄和町)
- 吉成文庫(追加)(仙北市角館町)

平成十八年度 寄託史料

佐々木家文書(男鹿市脇本)
柴田家文書(秋田市千秋城下町)

公文書館 利用案内

○ 開館時間

- ・平日 十時～二十時(四月～十月)
十時～十九時(十一月～三月)
- ・土・日曜日、祝日 十時～十八時

○ 休館日

- ・毎月平日の初日
- ・十二月一日、一月四日は開館(年末年始)
- ・十二月二十八日～一月三日) 特別整理期間
- (館長が指定する二週間以内の期間)

公文書館だより 第二十一号

平成十九年三月十六日
編集発行 秋田県公文書館
〒010-0952
秋田市山王新町十四―三十一
電話018(866)8301
URL <http://www.pref.akita.jp/kobunso/>
E-mail koubun@apl.pref.akita.jp

この印刷物は、一、二〇〇部作成し、その経費は一部当たり三七円です。